

豊後高田市ごみの戸別収集事業

「ごみの戸別収集」とは

住み慣れた地域で、安心して暮らしていただくことを目的に、家庭ごみをごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯を対象として、自宅の玄関先まで週1回、ごみの収集にお伺いする事業です。

利用には申請が必要ですので、利用を希望する方は申請をお願いします。
(利用料は無料です)

◆対象となる世帯

家庭ごみをごみ集積所へ持ち出すことが困難で、かつ、親族など他者の協力が得られない世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ①: 介護認定を受けており、訪問介護サービス(生活援助)を利用している方のみで構成する世帯
 - ②: 障がいがあり、居宅介護の支給決定を受けている方のみで構成する世帯
 - ③: ①②の方のみで構成する世帯
- ※上記に準じる世帯も対象となります。

◆ごみの戸別収集利用開始までの流れ

利用申請

下記申請窓口に「ごみの戸別収集事業利用申請書(様式第1号)」を提出してください。

- ・申請窓口
環境課(高田庁舎)、地域総務一課(真玉庁舎)、地域総務二課(香々地庁舎)
- ・申請書は市ホームページからダウンロードするか申請窓口に備えてます。
- ・代理の方の申請も可能です。

世帯調査

「書類審査」と「現地調査」を行います。

- ・書類審査 申請書の内容について、関係機関に確認します。
- ・現地調査 環境課職員が、親族等の第三者とともに訪問し、現地の状況を調査します。

利用決定

調査をもとに、利用の承認・不承認をお知らせします。

- (利用承認の場合)戸別収集について説明を行い、専用容器を玄関先に設置します。
- ※専用容器は無償貸与します。

ごみの戸別収集開始

利用の承認後、対象世帯の家庭ごみを収集します。

「ごみの戸別収集専用カレンダー」に沿って週に1回収集します。

裏面もご覧ください ⇒

◆収集するごみ

①資源ごみ (品目ごとに透明袋又はヒモでしばる)	雑誌・本・雑がみ類、牛乳パック・紙パック、新聞・折込チラシ、ダンボール、ペットボトル、ビン類、衣類・タオル、白色トレイ
②もえるごみ(指定ごみ袋)	ごみの分別は「ごみの分け方・出し方」でご確認ください。
③もえないごみ(指定ごみ袋)	ごみの分別は「ごみの分け方・出し方」でご確認ください。

◆ごみの出し方・収集方法

- 「資源ごみ」、「もえるごみ」、「もえないごみ」に分別して、収集日の8:30までに玄関先の専用容器に入れてください。
- 「ごみの戸別収集専用カレンダー」のとおり、週に1回収集します。

◆変更・一時停止・中止等の届出について

利用世帯が、次に該当する場合は、豊後高田市ごみの戸別収集事業利用変更届(様式第3号)の届出が必要です。

変更	・住所や世帯状況の変更等があった場合
一時停止	・利用世帯の世帯員全員が入院、ショートステイ等により一時的に不在となる場合 ・世帯員の異動等により要件に一時的に該当しなくなる場合 (6か月を超えた場合は、再度、申請となります。)
中止	・利用世帯の世帯員全員が在宅生活を再開する見込みがなく、今後の利用をやめる場合 ・世帯員の異動等により要件に該当しなくなる場合
再開	・一時停止の原因となった事由がなくなり、利用を再開する場合

◆問い合わせ先

豊後高田市 環境課 (高田庁舎)
〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3
電話 0978-25-6218 ファックス 0978-22-0955